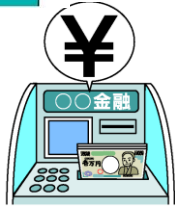


「ひとり暮らしをサポートします」という勧誘… 借金を強引にすすめられても 「契約しない」とはっきり断りましょう！



(相談事例)

マッチングアプリで知り合った人から、「仕事の紹介、車や住居の割引、株のレクチャーなど、ひとり暮らしをサポートしてくれる会社がある」と紹介された。その会社の人と会い、サポートを受ける会員になるためには110万円の契約金が必要と言われた。「お金がない」と断ったが、「消費者金融に引っ越し費用と申告すれば借りられる。株のもうけで返済できる」と強引に説得され、複数の消費者金融から借金をして支払った。返金を欲しい。



(アドバイス)

- ☞簡単にお金を稼ぐことはできません。「だれでも稼げる」「もうかる」という誘い文句を安易に信用しないようにしましょう。
- ☞高額な契約を勧められた場合、「お金がない」という断り方ではなく、「契約しない」とはっきり伝えましょう。「お金がない」と言うと、借金やクレジット契約を勧められてしまうかもしれません。
- ☞借金やクレジット契約を強引に勧める業者は要注意です。使用目的や職業、年収など、うそを言って借りるように業者から指示されても、きっぱりと断りましょう。
- ☞不安に思ったら、その場で契約をしないで、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

**18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！**

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します